

## 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針の改正の概要

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）が本年3月に改正されたことに伴い、法第3条に基づく基本指針（農林水産省告示）の見直しを行う。

基本指針の見直しに当たっては、現行の基本指針をベースに、

- ① 今後の施策推進上、力点を置くべき事項として、
  - ・鳥獣被害対策実施隊の仕組みや設置推進に当たっての関係機関の役割
  - ・被害防止計画に即した捕獲を適確に実施するための関係機関の連携方策や緊急時の対応等を記載するとともに、
- ② 法改正を踏まえた所要の見直しを行うものとし、以下の事項を盛り込むこととする。

### 1 被害防止施策の実施に関する基本的な事項

#### (1) 鳥獣被害対策実施隊を中心とした体制整備

- 被害防止対策を効果的かつ効率的に実施するため、市町村は、実施隊の設置を推進し、実施隊が中心となって被害防止対策が行われるよう体制整備を図る。
- 実施隊員の人選に当たり、市町村は、猟友会、農林漁業団体等と事前調整を行うなど、必要な体制整備が円滑に行われるよう配慮する。  
また、都道府県は、実施隊員の人選が円滑に行われるよう、指導、助言、情報提供等の措置を講ずるよう努める。
- 実施隊員のうち、主として捕獲に従事することが見込まれる対象鳥獣捕獲員については、特段の事由により参加できない場合を除き、市町村長が指示した捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる狩猟免許所持者であって、捕獲を適正かつ効果的に行うことができる技能を有するものとする。  
(銃猟を行う者についての「過去3年間連続して狩猟者登録を行っていること」の項目は削除する。)
- 実施隊の組織化を進める上で、当該市町村の在住者のみでは十分な体制が確保されない場合には、猟友会等関係機関と連携し、他市町村在住者を実施隊員に任命し、必要な体制整備に取り組むものとする。

## (2) 被害防止計画に即した捕獲を適確に実施するための措置

- 国及び地方公共団体は、鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制の構築を進めるため、従来から重要な役割を担ってきた猟友会員に加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな担い手として育成する取組を推進する。
- 猟友会については、実施隊員の一員として捕獲を担う役割が期待されるが、他地域の猟友会との連携が不十分と認められる場合があるため、国及び地方公共団体は、各地域の猟友会の連携を強化し、各地域の猟友会が連携した捕獲体制の構築を推進する。

## (3) 住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処

- 鳥獣による被害は、住民の生命、身体等への被害についても近年深刻化し、クマによる人身被害や鳥獣の出没等に起因する交通事故も発生している。
- 鳥獣被害対策実施隊員は、住民の生命、身体等への被害を防止するために緊急に行う必要がある捕獲に従事するものとし、市町村は、緊急時の対応に際して、都道府県、警察等と密接に連携し、事態に適切に対処する。
- また、クマ等が住宅街等に現れ、特に急を要する場合には、警察官職務執行法に基づき、警察官が狩猟者に駆除を命じることもある。

## (4) 国、都道府県及び市町村の関係

- 農林水産大臣又は都道府県知事は、被害防止対策が適切に行われていないと認められる等の場合は、市町村長に対して報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うものとする。
- 市町村において、被害防止対策が適切に実施されているにもかかわらず、鳥獣の生息状況等の科学的な知見が十分でない等により、被害の減少が十分に図られない等の場合には、市町村長は、都道府県に対し被害防止のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。  
要請を受けた都道府県は、特定鳥獣保護管理計画の作成、変更等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## (5) 捕獲鳥獣の食品としての利用等

- 国及び地方公共団体は、捕獲した鳥獣の処理加工に必要な施設の整備、衛生的な処理技術等の普及、商品開発、販路の確立、消費拡大等への支援等の措置を講ずる。

## (6) その他

- 電気柵を設置する場合、花火を追払い活動に用いる場合は、電気事業法、火薬類取締法等の関係法令を遵守し、安全確保に十分留意する。
- 都道府県は、被害防止対策を講ずるために必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配慮する。
- 国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ、適正な個体数についての調査研究を推進する。
- このほか、法改正を踏まえ、市町村・都道府県の役割、協議会の構成・取組内容等を記載する。

## **2 被害防止計画に関する事項**

- 鳥獣による住民の生命、身体等への被害に対し、緊急的に対応が必要となる場合等の連絡体制、役割分担等について記載する。

## **3 その他被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な事項**

### (1) 狩猟免許、猟銃所持許可等の手続における負担の軽減

- 捕獲に関わる人材の確保に資するよう、狩猟免許、猟銃の所持許可等の手続における負担の軽減を図るための取組を推進する。

### (2) 東日本大震災等への対応

- 東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により捕獲活動が停滞する等の影響が生じている地域においては、鳥獣被害が拡大するおそれがあるため、国及び地方公共団体は、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずるよう努める。